八丈町一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八丈町子ども家庭支援センター(以下「支援センター」 という。)における一時預かり事業の実施に関し必要な事項を定めるものとす る。

(定義)

第2条 この要綱において「一時預かり事業」とは、八丈町子ども家庭支援センター条例(平成17年八丈町条例第7号。以下「条例」という。)第3条第3号に基づくものである。

(対象者)

- 第3条 一時預かりの対象者となる者は、満1歳から就学前までの子どもであって、集団保育を受けることができる者(以下「子ども」という。)とする。 (利用者)
- 第4条 一時預かり事業を利用することができる者は、子どもの保護者であって八丈町に住所を有する者で次条に定める利用条件を満たし、かつ、第10条の規定に基づき利用の登録をしている者とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(利用条件)

- 第5条 町長は保護者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、一時 預かり事業の利用を認めることができる。
 - (1) 保護者の何らかの理由により、家庭における育児が一時的に困難となり 短時間の預かり受けが必要と認めるとき。
 - (2) その他町長が一時的に預かり受けが必要と認めるとき。 (利用定員)
- 第6条 一時預かり事業の定員は、同一時間内に3人を限度とする。 (利用日数)
- 第7条 一時預かり事業を利用できる日数は、週2回を限度とする。ただし、 町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用時間)

第8条 一時預かり事業を利用できる時間は、午前8時45分から午後5時までの間で継続して1日4時間を限度とする。

(休業日)

第9条 一時預かり事業は、条例第4条第1項に規定する支援センターの休館 日には、実施しない。 (登録制)

- 第10条 一時預かり事業を利用しようとする保護者はあらかじめ一時預かり 事業利用登録申込書 (第1号様式。以下「登録申込書」という。)に必要事項 を記入して町長に提出し、利用の登録を受けなければならない。
- 2 町長は前項の登録申込書の提出を受けた場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、当該保護者を一時預かり事業の利用者と登録し、登録カード(第2号様式)を交付する。
- 3 前項の規定により登録を受けた者は、八丈町交流ひろば事業実施要綱 第7条第2項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、 同項に規定する第2号様式は、前項の登録カードと兼ねるものとする。 (利用の申込み)
- 第11条 登録カードの交付を受けた保護者(以下「登録者」という。)は、一時預かり事業利用申込・確認・変更書(第3号様式。以下「利用申込書」という。)に必要事項を記入して、利用する1か月から2日前までに、町長に申し込みしなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(利用の承認・不承認)

- 第12条 町長は、前条の規定による申し込みを受けたときは、利用申込書の 内容を審査し、一時預かり事業の利用を承認するときはその旨を当該申し込 みを行った登録者に口頭で通知し、利用申込書に確認事項を記載のうえ、写 しを渡すものとする。
- 2 町長は、前条の規定による申し込みを受けたときは、利用申込書の内容を 審査し、一時預かり事業の利用を承認しないときは、その旨を当該申し込み を行った登録者に口頭で通知する。

(利用の取り消し)

- 第13条 町長は次の各号のいずれかに該当する場合は、一時預かり事業の利用の承認を取り消すことができる。
 - (1) 申込書に記載された内容に重大な虚偽が発見されたとき。
 - (2) 利用目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 支援センターの職員の指示に従わないとき。
 - (4) その他町長が一時預かり事業の利用を不適当と認めるとき。 (費用の負担)
- 第14条 登録者は、一時預かり事業を利用する際に、1時間当たり350円 の利用料を負担しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるとき は、この限りではない。
- 2 利用料金の計算は、1回の利用時間が1時間を超えた場合は、1時間とし

て計算する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。